

平成 19 年 12 月 26 日

「加工食品品質表示基準等の一部改正案」に対する意見書

東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 御中

東京都中央区日本橋堀留町 1-3-9

日本橋三英ビル 3 階

日本食品添加物協会
会長 鈴木



「加工食品品質表示基準等の一部改正案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

記

1. 官報告示時期に関する意見

(1) 意見

多種類のケースが存在する業者間取引を一律に、規定することは困難であり、また、未解決の問題が山積している現状で官報告示に踏み切ることは時期尚早であり、(2)に記載の問題点が全て解決されるまでの間は、官報告示を見合わせていただきたい。

(2) 理由（問題点）

① 全般的問題点

1) 購入原料（業者間取引）の原材料表示を見ただけでは、使用した最終食品の原材料表示がほとんど可能にならない。このため、原材料表示の有無にかかわらず、1次原料、2次原料、3次原料の配合%まで記載した詳細な品質保証書類の入手が不可欠となり、多大の時間と労力を要することとなる。

2) 規制が実施されても、ミートホープ事件、比内地鶏事件、名古屋コチン事件等 悪意に基づく事件の再発防止につながるとは考えにくい。

- 3) 規制が実施されても、赤福餅事件、船場吉兆事件等 購入原材料に起因しない事件の再発防止につながるとは考えにくい。
- 4) 規制が実施されても、一般消費者保護につながるかどうかは疑問である。むしろ、軒並み原料価格が高騰している折から末端食品価格の高騰に追い打ちをかける恐れがある。
- 5) 「規格書等」については、取引条件、損害補償等を規定した個別取引契約書に該当するものが大部分であり、法律で規制、介入するのはトラブルにつながる恐れが強い。

② 加工食品の範囲に関する問題点

- 1) 食品衛生法上は生鮮食品扱いとされているものがJAS法上は加工食品扱いとされているものが多くあり、食品の表示に関する共同会議における検討も完了しておらず、そのまま施行されると混乱を招く恐れが強い。

[例] 異種混合したカット野菜・カット果実・きのこ類、調味した食肉、表面をあぶった食肉、フライ種として衣をつけた食肉、合挽肉・異種混合した食肉、調味した魚介類・海藻類、表面をあぶった魚介類、フライ種として衣をつけた魚介類、生鮮食品を異種混合したもの

- 2) JAS法上は加工食品扱いとされているものの中には食品衛生法上表示の対象外とされているもののがかなりあり、そのまま施行されると混乱を招く恐れが強い。

[例] 異種混合したカット野菜・カット果実・きのこ類、調味した魚介類・海藻類（一部）、生鮮食品を異種混合したもの（一部）

③ 製品ラベル表示に関する問題点

- 1) 原材料表示を厳格に実施することにより、使用対象食品の表示変更が必要となるケースが多く生じる。また、使用している購入原料についても再調査が必要となる。
- 2) 原材料表示と過去に提出した「規格書等」との整合化の確認が必要となり、多大の時間と労力を要する。更には、使用している購入原料についても再調査が必要となる。

④ 「納品書等」・「規格書等」提出に関する問題点

- 1) 法規制に伴いユーザー等より、原料配合組成表、元原料配合組成表、製造標準書等の過大な資料提出を強要される恐れが強い。さらには、瑕疵保護責任を遙かに超越した過大な損害補償の誓約等を要求される恐れが強い。

- 2) 「納品書等」と「規格書等」の対応のため、「規格書等」の番号記載管理の必要が生じる。このため、過去に提出した「規格書等」を全て差替え・更新する必要が生じる。また、在庫品全てについてロット管理を行う必要が生じる。
- 3) 社外倉庫から出品する場合、物流経路と販売経路が異なる場合、一次問屋・二次問屋・三次問屋等を経由又はこれらの倉庫に在庫して販売する場合等においては、「納品書等」及び「規格書等」による対応が困難となる。
- 4) 過去に提出した「規格書等」を全て差替え・更新した後でなければ、処方変更が不可能となる。
- 5) 同業者、扇動活動家、大学等の研究者等秘密保持の依頼・要望の困難な相手に製品が販売された場合でも、「規格書等」の提出義務が製造者側に生じてしまう。
- 6) 一次問屋、二次問屋等が原材料表示のないものを、勝手に販売した場合でも「規格書等」提出の義務が生じてしまう。
- 7) 加工デンプン1品目については、食品から指定添加物への変更のための検討が行われており、そのまま施行されると混乱を招く恐れが強い。

④ 最終食品メーカーにおける問題点

- 1) 購入原料の表示内容、「納品書等」、「規格書等」の記載内容について確認した後でなければ、実際上、使用できなくなる。
- 2) 購入原料の原材料表示実施、「納品書等」、「規格書等」への原材料名記載実施等に伴い最終食品の表示変更が必要となるケースが生じる。
- 3) 購入原料について、膨大な量に及ぶ原材料表示包材、送り状類・品質保証書類を保存する必要が生じる。

2. 施行までの期間に関する意見

(1) 意見

業者間取引食品の表示変更のみならず過去に提出した「規格書等」の差替え、一般消費者向けの食品の表示変更等が必要となる場合も多々あり、対応に多大の時間と労力を要することから少なくとも2年間の施行までの期間を設けていただきたい。また、施工後についても、少なくとも1年間の周知徹底期間を設けていただきたい。

(2) 理由

①全般

「加工食品品質表示基準等」が確定せず、「JAS法の品質表示基準の適用範囲の拡大に関する質問及び回答」が未定稿の状態で原材料表示内容及び「規格書等」記載内容を確定することは困難な状態にある。

②製品ラベル表示関連

- 1) 原材料表示を厳格に実施することにより、使用対象食品の表示変更が必要となるケースが多々生じる。
- 2) 原材料表示と過去に提出した品質保証書類との整合化の確認が必要となり、多大の時間と労力を要する。

③「納品書等」・「規格書等」提出関連

- 1) 原材料表示を厳格に実施することにより、使用対象食品の表示変更が必要となるケースが多々生じる。
- 2) 「納品書等」・「規格書等」による対処品目については、「納品書等」と「規格書等」の対応のため、品質保証書類の番号記載管理の必要が生じる。このため、過去に提出した「規格書等」を全て差替え・更新する必要が生じる。また、在庫品全てについてロット管理を行う必要が生じる。

以上